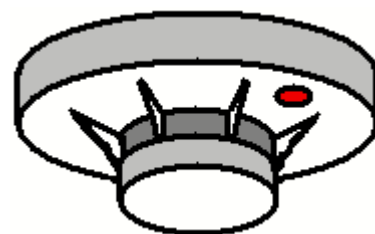


住宅用火災警報器が 火災からあなたと家族を守る！



- ①住宅用火災警報器を設置しましょう！
- ②定期的に点検を行いましょう！
- ③設置から10年経過した住宅用火災警報器は本体を取り換えましょう！

住宅用火災警報器の取付け等支援のご案内

1. 支援の内容

住宅用火災警報器の取付けや取り換えを消防職員が無償で行います。

※住宅用火災警報器は申請者ご自身で準備してください。

2. 支援の対象世帯

府中町内に居住する者で、次に掲げるいずれかの世帯が対象となります。

- ① 65歳以上の者のみで構成されている世帯
- ② その他消防長が支援する必要があると認める世帯（障害者世帯等）

3. 申請方法

「住宅用火災警報器取付け等支援申請書」による申請が必要になります。

まずは、府中町消防本部予防課予防係（082-286-3119）へご連絡ください。

※代理の方の申請も可能です。